

DV（ドメスティックバイオレンス）等を理由に居住地に
住民票を移していない方も受給できる可能性があります！

令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯の方へ

給付金（10万円 / 1世帯）

のご案内

DV（ドメスティックバイオレンス）等避難中※の方も、**DV等避難者**（同伴者含む）の収入が、**住民税均等割のみ課税世帯相当である場合は**、「物価高騰対応重点支援給付金（10万円）」をご自身が受給できる可能性があります。

※「DV等避難中」とは、DV（ドメスティックバイオレンス）等の被害者が、住民票以外の場所にお住まいの場合をいいます。

受給したい場合は、「**申出**」が必要です。

対象世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で、DV等避難中で北九州市に居住しているが住民票を移していない世帯で、世帯全員の令和5年度分の住民税所得割（令和4年1月～12月の収入を基に算定）が住民税均等割のみ課税である世帯

基準日（令和5年12月1日）までに北九州市に住民票を移している場合は、支給決定通知書または支給要件確認書を送付します。

支給対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています

令和5年12月1日
時点で北九州に住民
票がある

はい

DV等避難中で
北九州市に居住し
ている

いいえ

対象外

はい

受給できる可能性があります。
裏面をご確認ください。

令和5年度住民税均
等割のみ課税されて
いる世帯である

いいえ

対象外

- ・非課税世帯への重点支援給付金（7万円）の支給対象世帯
- ・令和5年度住民税所得割が課税されている世帯

はい

- ・世帯に未申告者がいる
- ・過去に給付金を本人（世帯主）以外の口座で受け取った

いいえ

支給決定通知書
の対象です

令和6年2月8日（木）
書類発送済

どちらか一方でも

はい

支給要件確認書
の対象です

令和6年2月26日（月）
書類発送済

支給要件・手続き・必要書類等

住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済みの場合であっても、ご自身が**要件**を満たせば、給付金を受給できます。

支給要件

DV等避難中であることの証明ができ、DV等避難者（同伴者含む）の収入が、住民税均等割のみ課税世帯相当である

手続き

①の「申出書」に、②の書類を添付して下記あて先にお送りください。

あて先
〒803-0813 北九州市役所内郵便局留
(北九州市小倉北区内1番1号)
北九州市重点支援給付金担当

- ① 「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」
申出書は、北九州市ホームページからダウンロードまたは、各区役所の子ども・家庭相談コーナーで入手してください。
- ② DV等避難中であることを明らかにできる書類
当該書類をお持ちでない場合は、各区役所の子ども・家庭相談コーナーにご相談ください。
(相談内容によっては書類を発行できない場合もあります。)

DV避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）※いずれか1つで可

- 配偶者に対する保護命令書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が出されている場合等
- 住民基本台帳における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書（※）

(※) 令和5年12月2日以降、北九州に住民票を異動させており、当該措置を受けている方は申出書のみ提出してください。

- ③ 事務局で送付された書類を確認し、該当する場合、「申請書」をお送りします。

申請

「申請書」に必要事項を記載の上、返信用封筒で返送してください。

申請期限：令和6年4月30日（火） 消印有効

審査

審査後、支給要件を満たす旨を確認した上で、給付金を支給します。審査には時間がかかります。

各区役所の子ども・家庭相談コーナー（区保健福祉課内）
<開庁時間> 月～金 8時30分～17時（祝日除く）

相談に時間を要することがあるため、できる限り16時までにお越しください。また、来庁前にお電話ください。

- ・門司区 (☎332-0115) ・八幡東区 (☎661-0115)
- ・小倉北区 (☎563-0115) ・八幡西区 (☎642-0115)
- ・小倉南区 (☎951-0115) ・戸畑区 (☎881-0115)
- ・若松区 (☎771-0115)

「申出書」は北九州市
ホームページからダウ
ンロードからできます。

